

亀田園利用料金表（概算）（1ヶ月あたり31日で計算しています。）

個室

	第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階（1割負担）		第4段階（2割負担）	
要介護1	介護保険	777	介護保険	777	介護保険	777	介護保険	777	介護保険	777	介護保険	1,554
	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	208
	食費	300	食費	390	食費	680	食費	1,420	食費	1,900	食費	1,900
	居住費	550	居住費	550	居住費	1,370	居住費	1,470	居住費	1,728	居住費	1,728
	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184
	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163
	合計（日額）	2,078	合計（日額）	2,168	合計（日額）	3,278	合計（日額）	4,118	合計（日額）	4,856	合計（日額）	5,737
	月額	64,418	月額	67,208	月額	101,618	月額	127,658	月額	150,536	月額	177,847
高額サービス費適用	月額	52,107	月額	54,897	月額	98,907	月額	124,947	月額		月額	
要介護2	介護保険	827	介護保険	827	介護保険	827	介護保険	827	介護保険	827	介護保険	1,654
	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	208
	食費	300	食費	390	食費	680	食費	1,420	食費	1,900	食費	1,900
	居住費	550	居住費	550	居住費	1,370	居住費	1,470	居住費	1,728	居住費	1,728
	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184
	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163
	合計（日額）	2,128	合計（日額）	2,218	合計（日額）	3,328	合計（日額）	4,168	合計（日額）	4,906	合計（日額）	5,837
	月額	65,968	月額	68,758	月額	103,168	月額	129,208	月額	152,086	月額	180,947
高額サービス費適用	月額	52,107	月額	54,897	月額	98,907	月額	124,947	月額		月額	
要介護3	介護保険	897	介護保険	897	介護保険	897	介護保険	897	介護保険	897	介護保険	1,794
	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	208
	食費	300	食費	390	食費	680	食費	1,420	食費	1,900	食費	1,900
	居住費	550	居住費	550	居住費	1,370	居住費	1,470	居住費	1,728	居住費	1,728
	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184
	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163
	合計（日額）	2,198	合計（日額）	2,288	合計（日額）	3,398	合計（日額）	4,238	合計（日額）	4,976	合計（日額）	5,977
	月額	68,138	月額	70,928	月額	105,338	月額	131,378	月額	154,256	月額	185,287
高額サービス費適用	月額	52,107	月額	54,897	月額	98,907	月額	124,947	月額		月額	
要介護4	介護保険	957	介護保険	957	介護保険	957	介護保険	957	介護保険	957	介護保険	1,914
	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	208
	食費	300	食費	390	食費	680	食費	1,420	食費	1,900	食費	1,900
	居住費	550	居住費	550	居住費	1,370	居住費	1,470	居住費	1,728	居住費	1,728
	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184
	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163
	合計（日額）	2,258	合計（日額）	2,348	合計（日額）	3,458	合計（日額）	4,298	合計（日額）	5,036	合計（日額）	6,097
	月額	69,998	月額	72,788	月額	107,198	月額	133,238	月額	156,116	月額	189,007
高額サービス費適用	月額	52,107	月額	54,897	月額	98,907	月額	124,947	月額		月額	
要介護5	介護保険	1,010	介護保険	1,010	介護保険	1,010	介護保険	1,010	介護保険	1,010	介護保険	2,020
	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	208
	食費	300	食費	390	食費	680	食費	1,420	食費	1,900	食費	1,900
	居住費	550	居住費	550	居住費	1,370	居住費	1,470	居住費	1,728	居住費	1,728
	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184
	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163
	合計（日額）	2,311	合計（日額）	2,401	合計（日額）	3,511	合計（日額）	4,351	合計（日額）	5,089	合計（日額）	6,203
	月額	71,641	月額	74,431	月額	108,841	月額	134,881	月額	157,759	月額	192,293
高額サービス費適用	月額	52,107	月額	54,897	月額	98,907	月額	124,947	月額		月額	

令和8年8月1日から

単位数（円）

各加算内訳	
夜勤職員配置加算	26
サービス提供体制強化加算	23
在宅復帰在宅療養加算（Ⅰ）	55
合計	104

科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1か月	65円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1か月	119円
リハビリテーションマネジメント計画情報加算	1か月	35円
感染対策向上加算（Ⅰ）	1か月	10円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	1か月	54円
褥瘡マネジメント加算	1か月	（Ⅰ）3円（Ⅱ）14円

高額介護サービス費	
負担減免	負担上限額（月額）
第1段階	15,000円
第2段階	15,000円
第3段階	24,600円
第4段階	44,400円

初期加算（入所～30日間）			
1日	（Ⅰ）65（Ⅱ）32		
月額	（Ⅰ）1,950（Ⅱ）960		
短期集中リハビリ加算 （入所後3ヶ月以内週5回限度）			
1回	（Ⅰ）279（Ⅱ）216		
週5回実施	（Ⅰ）5,859（Ⅱ）4,536		
認知症短期集中リハビリ加算 （入所後3ヶ月以内週3回限度）			
1回	（Ⅰ）260（Ⅱ）130		
週3回実施	（Ⅰ）3,380（Ⅱ）1,690		
経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）			
1か月（Ⅰ）433（Ⅱ）108			
認知症ケア加算			
1日	82	月額	2,542
生活保護の方			
日用品費、教養娯楽費 1か月10,757円 お支払い頂きます。その他介護保険部分 は公費です。			

7,317

亀田園利用料金表（概算）（1ヶ月あたり31日で計算しています。）

多床室

	第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階（1割負担）		第4段階（2割負担）	
要介護1	介護保険	859	介護保険	859	介護保険	859	介護保険	859	介護保険	859	介護保険	1,718
	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	208
	食費	300	食費	390	食費	680	食費	1,420	食費	1,900	食費	1,900
	居住費	0	居住費	430	居住費	430	居住費	430	居住費	437	居住費	437
	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184
	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163
	合計（日額）	1,610	合計（日額）	2,130	合計（日額）	2,420	合計（日額）	3,160	合計（日額）	3,647	合計（日額）	4,610
	月額	49,910	月額	66,030	月額	75,020	月額	97,960	月額	113,057	月額	142,910
高額サービス費適用	月額	35,057	月額	51,177	月額	69,767	月額	92,707	月額		月額	
要介護2	介護保険	913	介護保険	913	介護保険	913	介護保険	913	介護保険	913	介護保険	1,826
	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	208
	食費	300	食費	390	食費	680	食費	1,420	食費	1,900	食費	1,900
	居住費	0	居住費	430	居住費	430	居住費	430	居住費	437	居住費	437
	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184
	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163
	合計（日額）	1,664	合計（日額）	2,184	合計（日額）	2,474	合計（日額）	3,214	合計（日額）	3,701	合計（日額）	4,718
	月額	51,584	月額	67,704	月額	76,694	月額	99,634	月額	114,731	月額	146,258
高額サービス費適用	月額	35,057	月額	51,177	月額	69,767	月額	92,707	月額		月額	
要介護3	介護保険	984	介護保険	984	介護保険	984	介護保険	984	介護保険	984	介護保険	1,968
	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	208
	食費	300	食費	390	食費	680	食費	1,420	食費	1,900	食費	1,900
	居住費	0	居住費	430	居住費	430	居住費	430	居住費	437	居住費	437
	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184
	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163
	合計（日額）	1,735	合計（日額）	2,255	合計（日額）	2,545	合計（日額）	3,285	合計（日額）	3,772	合計（日額）	4,860
	月額	53,785	月額	69,905	月額	78,895	月額	101,835	月額	116,932	月額	150,660
高額サービス費適用	月額	35,057	月額	51,177	月額	69,767	月額	92,707	月額		月額	
要介護4	介護保険	1,041	介護保険	1,041	介護保険	1,041	介護保険	1,041	介護保険	1,041	介護保険	2,082
	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	208
	食費	300	食費	390	食費	680	食費	1,420	食費	1,900	食費	1,900
	居住費	0	居住費	430	居住費	430	居住費	430	居住費	437	居住費	437
	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184
	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163
	合計（日額）	1,792	合計（日額）	2,312	合計（日額）	2,602	合計（日額）	3,342	合計（日額）	3,829	合計（日額）	4,974
	月額	55,552	月額	71,672	月額	80,662	月額	103,602	月額	118,699	月額	154,194
高額サービス費適用	月額	35,057	月額	51,177	月額	69,767	月額	92,707	月額		月額	
要介護5	介護保険	1,096	介護保険	1,096	介護保険	1,096	介護保険	1,096	介護保険	1,096	介護保険	2,192
	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	104	各加算	208
	食費	300	食費	390	食費	680	食費	1,420	食費	1,900	食費	1,900
	居住費	0	居住費	430	居住費	430	居住費	430	居住費	437	居住費	437
	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184	日用品費	184
	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163	教養娯楽費	163
	合計（日額）	1,847	合計（日額）	2,367	合計（日額）	2,657	合計（日額）	3,397	合計（日額）	3,884	合計（日額）	5,084
	月額	57,257	月額	73,377	月額	82,367	月額	105,307	月額	120,404	月額	157,604
高額サービス費適用	月額	35,057	月額	51,177	月額	69,767	月額	92,707	月額		月額	

令和8年8月1日から

単位数（円）

各加算内訳	
夜勤職員配置加算	26
サービス提供体制強化加算	23
在宅復帰在宅療養加算（Ⅰ）	55
合計	104

科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	
1か月	65円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	
1か月	119円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	
1か月	35円
感染対策向上加算（Ⅰ）	
1か月	10円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	
1か月	54円
褥瘡マネジメント加算	
1か月	（Ⅰ）3円（Ⅱ）14円

高額介護サービス費	
負担減免	負担上限額（月額）
第1段階	15,000円
第2段階	15,000円
第3段階	24,600円
第4段階	44,400円

初期加算（入所～30日間）			
1日	（Ⅰ）65（Ⅱ）32		
月額	（Ⅰ）1,950（Ⅱ）960		
短期集中リハビリ加算 （入所後3ヶ月以内週5回以上）			
1回	（Ⅰ）279（Ⅱ）216		
週5回実施	（Ⅰ）5,859（Ⅱ）4,536		
認知症短期集中リハビリ加算 （入所後3ヶ月以内週3回限度）			
1回	（Ⅰ）260（Ⅱ）130		
週3回実施	（Ⅰ）3,380（Ⅱ）1,690		
経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）			
1か月（Ⅰ）433（Ⅱ）108			
認知症ケア加算			
1日	82	月額	2,542

生活保護の方

日用品費、教養娯楽費	1か月10,757円
お支払い頂きます。その他介護保険部分は公費です。	

【加算料金】（該当する方のみにかかる費用）

項目	備考		金額
夜勤職員配置加算	1日につき	夜勤を行う看護・介護職員を基準以上配置	26
短期集中リハビリ加算（Ⅰ）	1日につき	週5日限度 （Ⅰ）に加え、入所時及び1月に1回ADL評価書の厚労省へ情報提出	279
短期集中リハビリ加算（Ⅱ）	1日につき	週5日限度 入所3ヶ月以内に集中的にリハビリを実施	216
認知症短期集中リハビリ加算（Ⅰ）	1日につき	週3日限度 （Ⅱ）に加え、訪問し生活環境を踏まえたリハビリテーション計画書作成している場合	260
認知症短期集中リハビリ加算（Ⅱ）	1日につき	週3日限度 入所3ヶ月以内に集中して認知症リハビリを実施	130
認知症ケア加算	1日につき	認知症の入所者に対して介護保険施設サービスを実施	82
ターミナルケア加算	1日につき	死亡日45日前～31日前	78
ターミナルケア加算	1日につき	死亡日30日前～4日前	173
ターミナルケア加算	1日につき	死亡日前々日、前日	986
ターミナルケア加算	1日につき	死亡日	2,059
外泊時費用	月6日限度	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合	392
外泊時費用（在宅サービス利用）	月6日限度	退所が見込まれる入所者を居宅において試行的に退所させ施設が居宅サービスを提供する場合	867
在宅復帰在宅療養加算（Ⅰ）	1日につき	算定式による在宅復帰指標点数が40点以上	55
初期加算（Ⅰ）	1日につき	急性期医療機関を担う一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した場合、入所した日から起算して30日以内	65
初期加算（Ⅱ）	1日につき	入所した日から起算して30日以内	32
退所時栄養情報連携加算	1回限り	管理栄養士が、他の介護保険施設や医療機関等に栄養管理に関する情報提供をした場合	75
再入所時栄養連携加算（Ⅰ）	1回程度	再入所時、病院の管理栄養士と連携した栄養ケア計画書を策定	216
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	1回限り	居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合	487
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	1回限り	居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画書の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援計画を作成した場合	520
試行的退所時指導加算	1月につき	1回限り 試行的な退所時に、入所者及び家族へ退所後の療養上の指導を行った場合（試行的な退所を行ってから3月間に限り）	433
退所時情報提供加算（Ⅰ）	1回につき	1回限り 居宅へ退所する入所者について同意を得て、退所後の主治医に診療・心身・生活情報を提供した場合	541
退所時情報提供加算（Ⅱ）	1回限り	医療機関へ退所する入所者について同意を得て、退所後の主治医に診療・心身・生活情報を提供した場合	270
入退所前連携加算（Ⅰ）	1回限り	入所前30日～入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携してCMと居宅サービスの利用方針を定めた場合	650
入退所前連携加算（Ⅱ）	1回限り	退所に先立って居宅介護支援事業者に診療情報提供し、連携して、居宅サービスの利用調整を行った場合	433
訪問看護指示加算	1回限り	医師が診療に基づき、訪問看護指示書を交付した場合	325
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	1月につき	協力医療機関と急変時の相談・診療・入院受け入れ体制の確保	54
経口維持加算（Ⅰ）	1月につき	著しい摂食機能障害・誤嚥の方に対して経口維持計画の策定実施	433
経口維持加算（Ⅱ）	1月につき	誤嚥防止、経口維持の策定実施、（Ⅰ）に加えて算定	108
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月につき	歯科医・衛生士の年2回の助言・衛生士による月2回の口腔ケア	97
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1月につき	（Ⅰ）に加えて口腔衛生の管理に係る計画の内容等を厚労省へ提出	119
療養食加算	1食につき	1日3回限度 厚労省の定める療養食（糖尿病食・腎臓病食等）を提供した場合	6
緊急時治療管理	1日につき	3日限度 緊急的な治療管理（投薬・検査・注射・処置等）	561
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	1日につき	連続7日限度 肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合	259
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	1日につき	連続10日限度 （Ⅰ）に加え、医師が感染症に関する研修を受講している場合	520
排泄支援加算（Ⅰ）	1月につき	排泄に介護が要する入所者ごとに6カ月に1回評価、支援計画作成、3ヶ月毎の計画見直し	10
排泄支援加算（Ⅱ）	1月につき	入所時と比べて排尿・排便いずれかの改善と悪化なし又はオムツ使用なし、尿道カテーテルの抜去	16
排泄支援加算（Ⅲ）	1月につき	入所時と比べて排尿・排便いずれかの改善と悪化なしかつオムツ使用なし、尿道カテーテルの抜去	21
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	1月につき	リハビリテーション実施計画の内容等を厚労省に提出、必要な情報の活用している場合	35
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月につき	継続的に入所者ごとの褥瘡を管理した場合	3
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1月につき	入所時の評価で褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡リスクありの入所者が褥瘡の発生がない場合	14
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	利用者データ（ADL、口腔機能、認知症、心身状況）の厚労省提出	43
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	（Ⅰ）に加え、服薬情報の提出	65
安全対策体制加算	入所中1回	研修を受けたリスクマネジャーの配置、部門設置、対策実施	21
新興感染症等施設療養費	1月につき	連続5日限度 厚生労働省が定める感染症に感染した入所者に対して、適切な感染対策を実施し介護サービスを行った場合	260
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1月につき	届出医療機関または医師会の感染対策研修に年1回以上参加している場合	10
サービス提供体制加算（Ⅰ）	1日につき	介護職員の80/100が介護福祉士である	23
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき	所定単位数×69/1000	

※料金は新潟市の地域区分（7級地）により1単位10.14円で計算しております。

※自己負担は介護負担割合（1～3割）を乗じた額となります。

※端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

【当施設として定めた金額】 ※負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載されている負担額となります。

項目名		日額	月額	備考
食費		1,900円	57,000円	材料費・調理コスト・おやつ相当分 (朝食420円、昼食640円、夕食740円、おやつ100円)
居住費	個室利用	1,728円	51,840円	減価償却費・光熱費 相当分
	多床室利用	437円	13,110円	光熱水費 相当分
日用品費		184円	5,520円	石鹸、入浴用品、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、おしぼり等 その他日常生活で必要なるものにかかる費用
教養娯楽費		163円	4,890円	レクリエーション材料費、クラブ活動費、園芸等使用する材料費、新聞、雑誌等 施設で用意するものをご利用いただく場合にかかる費用

【個別対応料金】（利用される場合に加算されます）

項目名	内訳		
電気料	55円/1点	1650円（30日分）	持ち込み電気使用料 1点1日につき
洗濯代 （緊急時のみ）	ドライ	495円/1点	ドライ表示のあるもの、縮む恐れのあるもの等
	大	330円/1点	大 タオルケット、毛布、綿入れ等
	中	220円/1点	中 上着、ズボン、セーター等
	小	110円/1点	小 下着、タオル、靴下等
	消毒物	330円/1点	感染症（疥癬、真菌）等やノロウィルス感染者の物
理美容代金	利用1回につき （理容：毎週火・木） （美容：第4月曜日）		理容：カットのみ1,500円 カット+顔剃り2,200円
			顔剃りのみ700円
			美容：カットのみ2,000円 カラー（ブロー込）2,000円
			パーマ（カット込）6,000円
予防接種料	インフルエンザ接種	65歳以上	市町村の設定単価による
		65歳未満	接種1回につき 4,000円程度